

裁判員制度

～国民の司法参加～



皆さんも「裁判員制度」という言葉を耳にされたことがあると思います。この制度は、昨年成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」で導入されるものです。

◆ 裁判員制度とは？

国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない方の感覚が裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼がより深まることが期待されています。

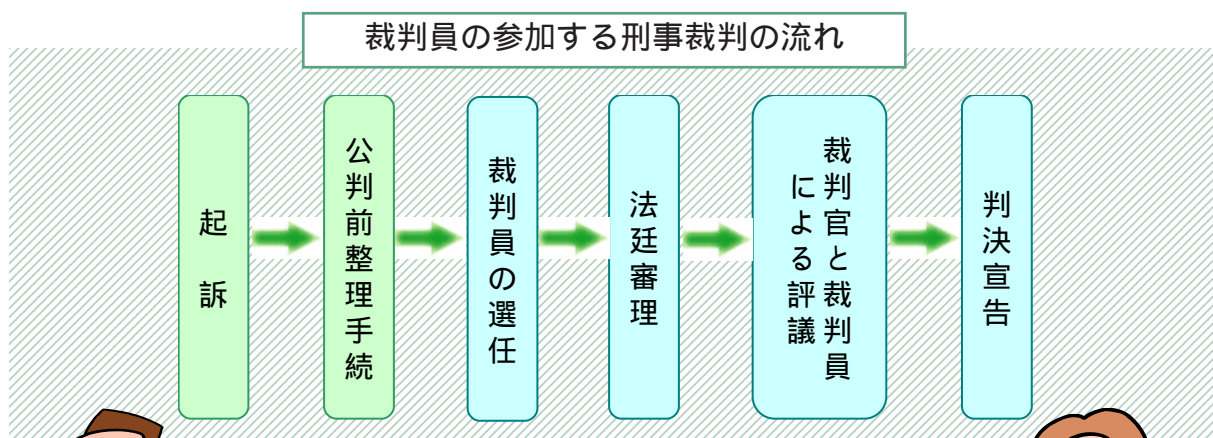
◆ 手続の流れ

裁判員の参加する刑事裁判では、まず起訴後に、**公判前整理手続**において、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように争点を整理し、審理の予定を立てます。次に、**裁判員の選任手続**が実施されます。選任手続では、選

挙人名簿をもとに作成された名簿の中から、くじで候補者を選び、裁判所から裁判員となる資格があるか、辞退の理由があるかなどを質問し、原則として6人の裁判員を選びます。裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事裁判の**法廷での審理**（「公判」といいます。）に立ち会います。公判では証拠書類を調べたり、証人や被告人の話を聞いたりします。その際には、裁判員が証人や被告人に対して質問をすることもできます。審理を終えた後は、裁判員と裁判官で被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを議論（「**評議**」といいます。）し、決定（「**評決**」といいます。）することとなります。評決権は、裁判官も裁判員も同等です。判決内容が決まると、法廷で裁判長が**判決の宣告**をします。裁判員の仕事は判決宣告で終了します。

◆ 担当する事件

裁判員の参加する刑事裁判の対象となる事件は、殺人や強盗殺人など国民の皆さんの関心が特に高い重大事件です。



裁判員制度は、国民の皆さんの参加がなくては成り立たない制度です。
皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

裁判員制度については、最高裁判所ホームページでもご紹介しています。

裁判員制度は
平成21年までにスタートします！！



裁判員制度をスムーズに始めるためには、いろいろな準備が必要です。裁判所では、平成21年5月までのスタートに向け、様々な準備を行っているほか、皆さんに裁判員制度を理解していただくための広報活動をしています。

◆ 裁判員の参加する裁判用のモデル法廷を東京高等裁判所に作りました。



裁判員の参加する裁判はどのような法廷で行うのかな？



(最高裁判所において検討中の一案です。)

◆ 裁判員が参加する模擬裁判を行い、手続の流れなどを検討しています。



評議の様子



公判の様子

裁判員が参加する裁判は、どんな手続で行われるのかな？



◆ 全国の裁判所で様々な広報活動を行っています。

裁判員制度をいろいろな方に幅広く知っていただくため、全国の裁判所では様々な広報活動に取り組んでいます。その中から、平成16年の「法の日」(10月1日)にちなんで行われた活動の一部をご紹介します。

パネルディスカッション ▶

裁判官・検察官・弁護士らによる、裁判員制度に関するパネルディスカッションが大阪弁護士会の主催で行われました。

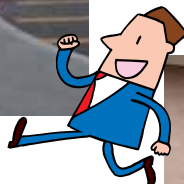
(大阪地方裁判所後援)



◀ 街頭キャンペーン

地方裁判所長や家庭裁判所長らが、高松市内の繁華街やJR高松駅前において、裁判員制度に関するパンフレットや記念品を市民に配布しました。

(高松高等・地方・家庭裁判所)



▼ 刑事模擬裁判体験講座

福井県内の高校の社会科の先生たちが、法廷で刑事事件の模擬裁判を行いました。模擬裁判では、裁判員制度の施行を先取り、将来選ばれるかもしれない裁判員も体験してもらいました。

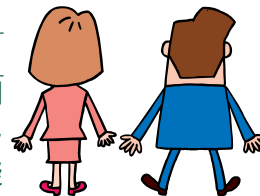
(福井地方・家庭裁判所)



▲ 市民講座

裁判所で、刑事裁判や裁判員制度に関する市民講座を行いました。また、その際刑事事件の模擬裁判を行い、参加者に裁判官役などを演じていただきました。

(札幌地方裁判所)





▼ 裁判員制度の垂幕

平成16年9月から、鳥取・倉吉・米子にある裁判所では、庁舎に裁判員制度のキャッチコピーを書いた垂幕を掛けています。

(写真は鳥取地方・家庭裁判所)



▲ 法廷見学会

法廷を市民に開放し、自由に見学していただきました。法廷には裁判員制度を紹介するコーナーが設けられたほか、待合室では法服などを展示しました。

(甲府地方・家庭裁判所)



◀ 出張講義

地方裁判所長らが阿蘇郡小国町の中学校を訪れ、模擬裁判を体験してもらい、裁判官の仕事や裁判員制度に関して講義やクイズを実施しました。中学生には、裁判員制度に関するパンフレットや記念品も配られました。

(熊本地方裁判所)



▶ 模擬裁判

十和田市内の中学生に法廷で恐喝事件を題材に模擬裁判を体験してもらいました。裁判員制度に関するパンフレットや記念品も配られ、裁判員制度の説明が行われました。

(青森地方・家庭裁判所十和田支部)



essay

裁判員になろう！

最高裁判所事務総局 早坂和香



最高裁判所では、裁判員制度の施行に向けた準備の一環として、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律と刑事訴訟法の定める手続に従って模擬裁判を実施しました。3回目の模擬裁判に裁判員役として参加した裁判所職員の感想を紹介します。

私 は平成16年4月に採用され、模擬裁判に参加した当時は、裁判所の職員として働き始めてまだ4か月でした。ほんの数か月前までは学生であり、また、私は日ごろ「裁判」と直接のかかわりを持たない事務の仕事を担当していますので、将来裁判員に選ばれる国民の皆さんに近い立場・感覚であったと思います。

裁 判員役の依頼を受けた時点では、期待こそあれ不安は感じていませんでした。これまで刑事裁判に直接かかわる機会はなかったので、自分で証言を聴き、証拠を見て、考え、みんなと議論し、そして真実は何であるのかを判断することに興味があったからです。

模 擬裁判初日、若干の緊張感を感じつつも、私以外にも裁判員はいるのだから何とかなるだろうと楽観的な態度で臨んでいた私でしたが、裁判官の面前で行われる選任手続を経て、その厳粛な雰囲気、初めて身の引き締まる思いがしました。また、他の裁判員と顔を合わせ、初対面の者同士でどれだけ議論を深められるのだろうかと徐々に不安も感じ始めていました。

し かし、6人の裁判員に対し、何とかその不安を解きほぐそうとする裁判長らの熱意が伝わってきましたし、また、法廷で証言を聴いたり、証拠を見たりしているうちに、それぞれの証拠の意味を十分に考え、意見を述べようという思いが再び湧いてきました。初日の評議では裁判員の自主的な発言は少なかったのですが、裁判長は裁判員の一人一人に声を掛け、証言が信用できるかどうかや、その理由等に関する意見を聞き出してくれました。裁判長を始め裁判官の方々が我々裁判員の言葉にうなずき、メモをとりながら真剣に話を聞いていたこともあり、臆することなく意見を述べられる雰囲気次第に形成されていったように思います。

裁 判官だけでなく、裁判員の間にも、証拠をじっくり吟味し、議論を尽くし納得のいく結論を出そうとの雰囲気が生じていましたので、少数派の些細な意見や疑問点も堂々と表明できましたし、意見を変更しても恥ずか

しいとは感じませんでした。実際、私は、殺意の有無に関し、評議を重ねていくうちに意見を変更しました。ですが、それは証拠の内容を踏まえた裁判官や他の裁判員の考えをよく聞いて納得した結果の変更でした。だからこそ、納得して判決の宣告に臨むことができたのだと思います。

今 回の模擬裁判で裁判員役をやってみて、裁判員は1人で裁判をするわけではなく、裁判官を含めた9人のチームで結論に達すればよいということが分かりました。ですから、法律の知識がない人や、経験の浅い若者であっても、受け身にならず、裁判官や他の人の意見も尊重しつつ、証拠に基づき、自分の疑問点などを率直に述べ合うことができれば裁判員の責務は十分に果たせると思いました。



裁判員役をする早坂さん